大 ト 協 第 ５ ０号
令 和 ８ 年 ５ 月

会　　員　　殿

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 代 行　　重　　博 文

若年ドライバー等確保のための運転免許取得助成制度について
（　ご　案　内　）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、事業者のみなさまにおかれましては、高等学校新卒者をはじめとする若年労働者等の確保に苦慮されていることと存じます。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、当協会では新たに採用した若年ドライバーに**準中型免許**を取得させた際に公安委員会指定教習所等での費用、令和４年５月１３日に施行されました「**受験資格特例教習**」の受講費を助成する費用に加え、外国人ドライバーの外免切替講習受講費用の一部を助成する制度を実施いたします。

つきましては、同制度をご利用希望の事業者のみなさまは、下記要領によりお手続きくださいますよう、ご案内申しあげます。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしくお願いいたします。

記

１．募集期間　　令和８年４月１日（水）～令和９年２月２６日（金）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

２．助 成 額　（１）特例教習の受講

：特例教習受講費用の１/３（１００，０００円を上限）

（２）準中型免許（準中型ＡＴ限定免許を含む）の新規取得
（普通免許取得後の取得を含む）　：**４０，０００円を上限**
５トン限定準中型免許の限定解除　：**２５，０００円を上限**
（３）外免切替講習の受講（普通免許又は準中型免許に係るものに限る）
：外免切替受講費用の１／２（４０，０００円を上限）

なお、多くの方に広く制度を利用していただくために、１事業者につき上限額は３００，０００円とします。
国、地方自治体又はその他団体等が実施する助成制度との併用は可能です。
ただし、ドライバーが個人で特例教習・免許取得・外免切替受講費用を支払った場合は助成金を交付しません。

３．交付対象

【特例講習の受講又は準中取得もしくは限定解除に係る要件】

全ト協の交付用件として下記①～⑥のすべての要件を満たす場合に限ります。

① 当該会員事業者が、令和７年(2025 年) ４月１日以降に、当該運転者を採用していること。
② 当該運転者は、平成元年(1989 年) ６月２日以降生まれであること。
③ 当該運転者が、令和７年(2025 年) ４月１日以降に公安委員会指定自動車教習所等を活用して、特例教習を受講修了または準中型免許（**中型・大型車等は対象外**）を取得し、その**費用の全額を当該事業者が負担していること。**
④ 当該運転者が、助成金申請時に大阪府下当該事業所に在籍し、運転者として従事していること。

※高等学校新卒者等で、当該会員事業者入社前の在学中（令和７年度中）に、上記準中型免許を取得した場合も対象とします。

【外免切替講習の受講に係る要件】

全ト協の交付用件として下記①～⑥のすべての要件を満たす場合に限ります。

① 当該会員事業者の当該運転者が、自動車運送業分野特定技能１号評価試験（トラック）に合格していること。
② 当該運転者が、特定活動の在留資格を取得していること。
③ 当該運転者が、令和７年(2025 年) ４月１日以降に、受講し、外免切替（普通免許又は準中型免許）における技能確認・知識確認に合格していること。
④ 当該運転者が、助成金申請時に大阪府下当該会員事業所に在籍し、運転者として従事していること。

４．申込方法

希望者（事業者）は**受験資格特例教習の受講、準中型免許取得、限定解除、外免切替講習の受講後**に、**「若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成申請書」**とともに、下記の添付書類を添えて申請を行ってください。

◆【特例教習の受講又は準中取得もしくは限定解除の場合】

① 公安委員会指定自動車教習所等に、支払った費用の領収証の写し

② 従業員として雇用していることを確認するもの
（雇用保険被保険者証の写し､雇用契約書の写し､従来の健康保険証の写し、事業所名の記載のあるもの）

③ 特例教習受講修了の書類、運転免許証の写し**（限定解除は両面）**
（当該運転者がマイナ免許証のみを保有しているときは、マイナポータルにログインするか､「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用して、免許情報を表示した画面を印刷したもの）

④ 運転者として在籍していることを確認するもの　（いずれかで可）
（直前勤務日の運転日報・点呼簿・運転者台帳）

◆【外免切替講習の受講の場合】

①公安委員会指定自動車教習所等に、支払った費用の領収証の写し

②従業員として雇用していることを確認するもの
（雇用保険被保険者証の写し､雇用契約書の写し､従来の健康保険証の写し、事業所名の記載のあるもの）

③ 特定技能１号評価試験(トラック)の合格証明書

④ 在留カード、在留資格認定証明書の写し

⑤ 運転免許証の写し

⑥ 運転者として在籍していることを確認するもの（いずれかで可）
（直前勤務日の運転日報・点呼簿・運転者台帳）

５．申請先【郵送先】ならびにお問合せ先

〒５３６－００１４　大阪市城東区鴫野西２－１１－２
（一社）大阪府トラック協会　　業務部　宛
お問い合わせ先（０６）６９６５－４０３６